平成 26 年 2 月 13 日

可児市長 冨田 成輝 様

可児市上下水道事業経営審議会 会 長 雑賀 憲彦

可児市水道事業の適正な料金について(答申)

平成 25 年 12 月 19 日付け水料第 44 号により当審議会に諮問された「可児市 水道事業の適正な料金」について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得 たので答申します。

記

1 答 申

水道料金については、現在の水道料金(税抜き)を適正料金とし維持することが適当である。

なお、中長期収支計画での料金検討期間である 5 年間をめどに、適正な料金について審議をしていくことが適当である。

2 審議内容

別記のとおり

1 水道事業の状況

(1)経営の現状分析

可児市の水道料金は、平成 13 年度及び平成 19 年度に値下げ(約 13%)を行い、県水を 受水している 11 市町では安い方から 3 番目となっているが、平成 20 年のリーマンショ ックに伴う人口減少や経済活動の低迷、高齢化の進展やエコ社会への移行等により、現 在の水道事業経営は、一般会計からの高料金対策補助金の受け入れがなければ費用が収 益を上回る慢性的な赤字の経営状況となっている。

【詳細状況】

人口減少や高齢化の進展、節水機器の普及や経済低迷などにより、水の使用量が平 成19年度をピークに減少するとともに、水道料金収入も減少している。

水利権がないため県から水を購入し、その費用(受水費)が総費用の約56%を占め ている。

また、県営水道料金の基本料金と使用料金との比率は7:3で使用料金の比率が低い ため、水の使用量が減少しても受水費の減少が少ない。

丘陵地に多くの住宅団地が分散・点在しているため、人口が平野部に密集している 都心部に比べ配水池や揚水ポンプ施設も多く、施設の整備や管理に多くの費用を必要 とする。

昭和 40 年代後半から住宅団地の造成に伴い人口が急増し、水道施設の建設が集中 的に実施されたため、結果として、更新費用が数年後に集中することに加え、更には 施設の耐震化整備の費用も踏まえた計画も必要になっている。

都心部とは違い人口が密集していないため、水道関連施設の全ての効率性が劣って いる。

(2)経営改善の推移

慢性的な赤字経営の改善と今後の耐震化や老朽管路の更新に多額の費用を要するた め、水道料金の値上げについて検討せざるを得ない状況にあったが、それを回避するた め、直接経費である受水費を削減するための県営水道料金の値下げ協議や間接経費の削 減に取り組むなど経営改善努力をしてきており、また今後も継続していく予定である。

【主な経営改善事項】

過去の取り組み

ア. 人件費の削減 約7.800万円

職員数 平成3年度27人 現在 13 人

水道事業徴収業務委託料が年間約5,600万円発生のため、実質年間約2,200万円の削減

イ.支払利息の削減 約1億6,000万円

平成 24 年度 2,747 万円

- 支払利息 平成 5 年度 1 億 8,912 万円 現在の取り組み
- ア、県営水道料金約 10%値下げの実現による受水費の削減見込 約 1 億 1,000 万円 県水を受水している 11 市町で県と協議した結果、平成 26 年度から県営水道料金が値下 げ改定
- イ、県営水道料金の基本料金と使用料金の比率が7:3から5:5に改定 上記アにあわせ、平成26年度から改定 水の使用量の減少に伴う、水道料金収入の減少と受水費の減少がより直接的に連動 今後の取り組み
- ア.施設の維持管理費の削減見込 約1,300万円、減価償却費の削減見込 約500万円 水の使用量の減少等に応じた配水池やポンプ場の統廃合をすすめる

2 審議結果

(1)審議内容

今回の諮問の背景となった県営水道料金の値下げにより発生する約1億1,000万円の 財源は、可児市水道事業の慢性的な赤字経営を改善(下記【審議の詳細事項】 参照) する財源とし、今後の水道施設の耐震化や老朽管路の更新費用の財源を考慮すれば、経 営基盤のさらなる強化を図らなければならない。

従って、現行の水道料金(税抜き)を維持し、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、水道施設の耐震化や老朽管路の更新を計画的に進め、併せて今後の水需要の減少に応じた施設の規模縮小や統廃合を図り、効果的・効率的な経営と安全、安心、安定した水を市民に提供できる環境整備を進めていくことが必要である。

また、今後も継続して経費の大部分を占める受水費について、県営水道事業経営の検証・評価を行い、受水市町協議会で継続して県営水道料金の抑制に対し団体交渉を進めていくとともに、引き続き、その他の経費削減と収入確保に努め、長期的に水道料金の抑制が図られることを求める。

さらに、市民に分かりやすく経営状況を知らせていくことも重要である。

【審議の詳細事項】

平成 22 年度経常損失 1 億 3,803 万円、平成 23 年度経常損失 3,941 万円 (ただし、一般会計からの補助金 5,000 万円を受け入れているため、実質的には 8,941 万円) 平成 24 年度経常損失が 1 億 2,756 万円であることから、県営水道料金の値下げにより発生する約 1 億 1,000 万円の財源は、慢性的に続く経常損失を改善する財源となるものと考えるべきである。

南海トラフ地震の発生が危惧されている中、老朽管路の更新に加え、平成 26~43 年度までの 18 カ年で配水場やポンプ施設などの配水施設と基幹管路の耐震化に約 75 億円(うち国庫補助金 約22億円の収入見込み)の費用が必要となる。

それらの財源となる内部留保資金は、中長期収支計画の推計では平成39年度までは15~16億円を維持できるものの、推計期間最終年度となる平成45年度には約3億円まで減少するため、その後の施設更新などを計画通り進めるための財源が新たに必要となる。

平成 25 年 7 月策定の可児市の人口推計からみても給水人口の減少は進み、水の使用量も減少し、厳しい経営状況が継続することが見込まれる。中長期収支計画において平成 26~30 年度までの 5 カ年の水道料金を検討した結果、 1 年度につき 1,387 万円の収入不足となる結果である。ただし、この収入不足額については、水道加入分担金などで補える見込みである。

(2)付帯意見

今後、給水人口は減少の一途をたどることが見込まれ、単一水道事業者での経費節減には限界がある。同じ木曽川の水を取水している水道事業者間での水道料金格差が是正され均一料金とされるよう、地域を越えた水道事業者間での協調体制により、水道事業経営のさらなる効率化の取り組みを要望する。

このことは、企業誘致の側面からみても、重要な取り組みであると考える。

付属資料

- 資料 1 可児市上下水道事業経営審議会委員名簿
- 資料 2 審議経過
- 資料3 諮問書(写)
- 資料 4 可児市上下水道事業経営審議会条例

可児市上下水道事業経営審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選任区分
会長	さいが のりひこ 雑賀 憲 <i>彦</i>	名城大学都市情報学部 教授	学識経験を有する者
副会長	_{あんどう まさき} 安藤 誠紀	可児市自治連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	ぉくむら ひろぁき 奥村 啓明	可児市民生児童委員連絡協議会	公共的団体等の役員又は職員
委員	ぉぐぃ てるょ 小栗 照代	可児市PTA連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	かけふ くにこ 掛 布 邦子	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
委員	かとう よしぁき 加藤 芳明	可児商工会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	こにし すみこ 小西 澄子	可児商工会議所女性会	公共的団体等の役員又は職員
委員	たけもと ひでや 竹本 秀也	一般社団法人可児青年会議所	公共的団体等の役員又は職員
委員	なら かぉり 奈 良 香里	女性市民委員	その他市長が必要と認める者
委員	^{はやし あきえ} 林 昭恵	可児市健友連合会	公共的団体等の役員又は職員
委員	ふじおか まさみち 藤岡 正迪	協同組合岐阜県可児工業団地 管理センター	公共的団体等の役員又は職員
委員	_{わたなべ まさお} 渡邉 雅夫	名古屋税理士会多治見支部	学識経験を有する者

可児市上下水道事業経営審議会の諮問から答申までの審議経過

平成25年度第1回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成25年12月19日(木)午後7時00分から午後9時10分まで
- ・場 所 可児市総合会館3階第1会議室
- ・出席者 委員12人(欠席0人)、可児市長、事務局8人
- ・内 容 市長あいさつ、委員委嘱、会長と副会長の選出、諮問、会議運営について、 可児市水道事業の現状と課題について

平成25年度第2回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成26年1月15日(水)午後7時00分から午後9時10分まで
- ・場 所 可児市総合会館3階第1会議室
- ・出席者 委員11人(欠席1人)、事務局8人
- ・内容 可児市水道事業中長期収支計画について、可児市の水道施設を取り巻く状況 と今後の整備計画について
- ・傍聴者 1人

可児市水道施設の現地視察

- ・日 時 平成26年1月24日(金)午前10時00分から午後3時00分まで
- ・場 所 市内の水道施設6か所(川合浄水場、可児市水道部庁舎、低区配水場、長洞 ポンプ場、光陽台配水池、松伏配水池)
- ・出席者 委員7人(欠席5人)、事務局4人
- ・内 容 各家庭に対する給水の基本的な仕組みとその経費について

平成25年度第3回可児市上下水道事業経営審議会

- ・日 時 平成26年1月30日(木)午後7時00分から午後9時00分まで
- ・場 所 可児市総合会館分室2階大会議室
- ・出席者 委員12人(欠席0人)、事務局8人
- ・内 容 可児市水道事業経営審議会のこれまでのまとめと可児市水道事業の他市町 との比較について、答申内容のまとめ
- ・傍聴者 1人

写

水料第 44 号 平成25年12月19日

可児市上下水道事業経営審議会 会長 雑賀 憲彦 様

可児市長 冨田 成輝

諮 問 書

可児市上下水道事業経営審議会条例(平成25年6月27日条例第19号)第1条の規定により、可児市水道事業の適正な料金について諮問しますので、貴審議会の意見を賜りますようお願いします。

可児市上下水道事業経営審議会条例

平成25年6月27日 条例第19号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関し必要な調査及び審議を行うため、 可児市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等の役員又は職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- **第5条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初 の会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
 - (可児市水道料金審議会条例の廃止)
- 2 可児市水道料金審議会条例(昭和62年可児市条例第23号)は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。